

# 平成16年度 第2回滋賀県環境こだわり農業審議会 会議概要

(日 時) 平成16年10月26日(火) 13:30 ~ 16:30

(場 所) 滋賀県農業共済会館 4F大会議室

(出席者) 井上委員、大川委員、川崎委員、岸辺委員、久保委員、富岡委員、酒井委員、須戸委員、中島委員、額田委員、藤田委員、山田委員

(議 題) (1)環境こだわり農業実施協定の締結等について  
(2)協定等対象農作物・作型等の追加について  
(3)環境こだわり農業の展開方策等について

## (1)環境こだわり農業実施協定の締結等について

### 申請状況について

**会長:** 議事に入らせて頂きます。議題は主として三つありまして、特に3番目の環境こだわり農業の展開方策について、自由討論を計画しておりますので、少し長くなりますが、よろしくお願い致します。

最初、環境こだわり農業実施協定の締結等について、条例に基づいて審議会の意見を求められていますので、まず事務局の方から説明をお願いします。

#### (事務局説明)

**会長:** ご説明ありましたように9月申請が28件ありまして、そのうち1件をのぞく27件について協定締結等を進めたいというご提案であります。何かご意見ご質問等ありましたら、お出し下さい。

**会長:** ご質問等ございませんでしょうか。今、申請書を回覧していただいておりますが、全部廻るまで時間がかかりますので、次へ進めさせて頂いて、何かお気づきの点がありましたら後ほど受け付けさせて頂くということでもよろしいでしょうか。それでは9月申請分については一応今のところ問題なかったということで、次へ進めさせていただきます。

2つ目は、これに関連して水耕栽培の取り扱いについて、前回の審議会では、水耕栽培も環境こだわり農産物としては認めることにするが、廃液の処理について、条件を定めるべきではないかということです。そこで事務局で検討されましたので、説明して頂きたいと思います。

#### (事務局説明)

**会長:** 水耕栽培についてご説明ありましたように、廃液は原則として出さないように循環利用し、やむを得ず出す場合には適正処理を行うという要件をつけようというご提案であります。水耕栽培の取り扱いについてご意見を賜りたいと思います。

**委員:** まず、一点目として、適正処理の例として、肥料としての利用と他植物による肥料分の吸収とは、どう違うのでしょうか。

二点目として、適正処理の例としてどこかの土地にまくという事がないので問題ないと思いますが、例えば実態調査によりますと、硝酸イオン濃度が1000ppmを超えているような例があります。井戸などがありますと、一時的ですが環境基準の10ppmを超えてしまうような可能性が否定できないと思います。ですから他植物へ吸収させる時、水田にまけばいいと思います。畑にまく場合にはその点を注意しなければならないと思います。それと殺菌剤も使っておられると思いますが、どんな種類を使っておられるのでしょうか。仮に亜鉛とか銅とかが入っている農薬ですと、重金属が排水の時に一気に出てこないのかなと、どれくらいの濃度で出てくるか見当もつかないので、まったく杞憂かもしれないのですけれど、データ等をお持ちでしたら教えて頂きたいと思います。

**事務局:** 肥料としての利用は、液肥として使うといった、畑・田んぼに流しこんで使うという趣旨です。収穫物の吸収とは、例えば、10日前に水だけにして濃度を下げるといった方法であります。他植物による吸収は、畑等で利用するという事もあります。他植物を利用して、ある程度濃度をとおしてから廃液を出すということを想定しています。

次に、畑に一時的であれ高濃度の廃液を一気に捨てる、地下水に対しても問題ではないかとい

うご指摘でございますが、基本的には、他のほ場で使う場合には水田で行うように指導させて頂いて、畑で使う場合には一気に使うのではなく一旦どこかに溜めて液肥として利用するように指導していきたいと考えています。

3点目の農薬の件ですが、現在、水耕栽培等の養液に溶かし込んで使用する農薬には、銀イオンがあります。水耕栽培で、使われている例は少ないと思いますが、その濃度は溶かし込んだ時に50ppm位です。

**委員:**水耕栽培の場合の慣行の使用量の考え方はどうでしたか。

**事務局:**慣行的使用量は、水耕で別の基準を作るのではなく土耕栽培で定められている基準としています。

**委員:**同じハウスの中で、生育ステージが異なる作物に農薬はうまく散布できるのですか。

**事務局:**施設によって異なりますが、ベッドが確実に分けて管理されている施設は容易に区分して散布する事ができます。ベッドが隣り合わせで、両方にかかる場合は、両方やったとカウントします。

**会長:**廃液の適正処理を行うことを要件として、何が適正処理かというのは、例示されていることを参考にして、個々に判断するということですか。

**事務局:**パンフレットの6頁をごらんいただきたいんですけども、琵琶湖周辺環境への負荷削減技術というものをいくつか上げさせてもらっております。この中で水稲とお茶は4つ以上、その他の野菜等におきましては3つ以上の技術を使って下さいというのが原則になっております。特に黒丸印はその作物ごとに必ずやってもらう必須技術です。この必須技術に「養液栽培におきましては廃液を出さないよう循環利用し、やむを得ず廃液を出す場合には廃液の適正処理を行う」ということを、追加していきたいと考えております。そして、具体例につきましては、農業者の皆様へ説明等を行う際のQ & Aに含めて指導していきたいと思っております。

**会長:**わかりました。それではこの方向で進めて頂きたいと思っております。

---

## (2) 協定等対象農作物・作型等の追加について

**会長:**次の議題に入ります。協定と対象農作物作型等の追加について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

**会長:**只今の説明についてご意見、ご質問等お出し下さい。しゅんぎくについては春夏と露地を追加すると考えていいですね。全部ということですか。何か問題のあるようなことはございますでしょうか。

**委員:**しゅんぎくの作型がなくなるということですね。

**会長:**そうです。

**委員:**そばの農薬使用は、慣行が1回で環境こだわり農産物が0回ということになると、環境こだわり農産物であるとともに、無農薬としての表示をしてもかまわないということですか。

**事務局:**国の特別栽培農産物のガイドラインでは、無農薬という表示はあいまいで、有機農産物よりもよいイメージを与えてしまうので、無農薬という表示はしないことになっています。そのような場合は、栽培期間中農薬不使用という表示となります。

**委員:**今回の追加は、どこからかの要望に基づくものですか。

**事務局:**基本的には生産者サイドから対象にしてほしいと要望が上がってきたものばかりです。流通については、市場まで流通しているようなものもありますし、直売所でしか売られていないものもござります。

**会長:** 自家消費は、対象にはならないんですね。

**事務局:** 面積要件を定めており、家庭菜園的なものは申請出来ないのではないかと考えております。

**会長:** 他にご意見等ございますでしょうか。

**委員:** 対象農産物で作型等の追加について、生産者の要望に基づくことは、よくわかるんですが、流通にのせるためには、農家は、大変苦労しています。特に、地域によって、土壌条件が違い、土壌改良や土づくりが非常に重要になると思いますので、そのあたりの対策も必要だと思います。

**事務局:** 対象農作物・作型等の追加は基本的に農家や農協からの要望に基づいていますが、追加するためには、化学肥料や農薬を半分に削減する技術の組み立てができることが、必要だと考えております。ご指摘の土づくりも重要な要素だと考えております。

**会長:** 他に無いようでしたら、ここに提案された農作物・作型等の追加を了承するという事にさせて頂きたいと思っております。

### (3) 環境こだわり農業の展開方策等について

**会長:** 環境こだわり農業の今後の展開方向について、議論したらどうかと提案させて頂きました。今の制度は18年度までで、19年度に向けて見直しをするということですから、最終的に18年度までに具体的な見直しの中身を検討したら良いわけです。まだ2年ありますが、早めにこういう議論をしてだんだん絞り込んで具体的な見直し点を固めた方がよいと思います。

初めに私がこの夏に体験した事をお話させて頂きたいと思っておりますが、8月に韓国へ一週間程行く機会がありました。そこで、農業が環境破壊の原因になっているという大きな問題を見てきました。滋賀県の環境農業直接支払制度を導入するきっかけになったのは、韓国視察です。韓国は新環境農業政策として、環境農業に政治的に取り組んでいるという印象があったのですが、行って見て思いがけない事実に出くわした訳です。韓国では、高冷地農業というのがありますが、高地が少ない為に、夏に冬野菜を作る場所が限られていて、北の方に集中しています。そして、だいたい傾斜地です。傾斜地で農地ではない所を農地にして、大根・レタスを作っているわけですが、どんどん土が流れていきます。流れたら、どこかから山土を持ってきて1m位ドンと積んで、また野菜を作る。山土ですから肥料分がなく家畜糞をたっぷり混ぜます。家畜糞や農薬を含んでいる土砂がダム湖へ流れていく、そこはソウルの水源になっています。今、韓国で問題になっているのが、化学肥料を減らすというよりも、家畜糞などの有機質肥料に含まれる栄養分が水源地に流れ込んで困っているという事を聞かされました。韓国にはこういう有機質の肥料とか、エロージョンを規制する為の制度、枠組みがほとんどなく、政策の対象になっていません。

要するに農業環境政策の焦点のあてどころが適切でないという問題があると思っております。韓国で一番大変な問題は、エロージョンの問題とか、家畜糞に含まれる栄養分が水源に流れ込むという問題があるというのに、それには対策をとらずに化学肥料を減らしましょうという政策はやっている。今何が一番大事な環境問題なのかというのを、的確に判断してそこに優先的に対策を取っていくことが必要ではないでしょうか。そういう問題意識でこれから2年3年かけて、環境こだわり農業の今後の展開方向を考え直していったらどうかと思っております。

見直しの対象は二つあると思っております。一つは今の制度の問題点を洗い出して改善していく。もう一つは今の制度はとりあえずおいておいて、そもそも、どこが一番大切な環境農業の問題なのかという優先順位を考え、それに基づいて環境こだわり農業制度の見直しをやっていくということです。今の制度にこだわってしまいますと、いきなり話が細かい所に入り込んでしまう心配がありますが、今日は最初という事で大きく構えて、そもそも環境にこだわった農業とは何か、何が大事なのかということから見直しをしていったらどうかと思っております。

いきなり言っても議論が出しにくいかなと思っておりますので、とりあえず来年度事業に関連して事務局の方から話題を出していただきたいと思っております。

#### (事務局説明)

**会長:** 14頁に今日欠席の増田委員の方から、意見が文書で出されているので紹介させていただきます。今の環境こだわり農業というのは、主として琵琶湖への水質汚濁物質の排出を減らそうということで組み立てられている訳ですけども、もっと環境こだわりということを広くとらえて、例えば生物多

様性の保護とか景観の保護、あるいは農業の教育機能を含めて発展させていく必要があるのではないかという主旨の提案です。先ほどの事務局の説明に戻りますと、化学合成農薬及び化学肥料の使用量を減らすという施策については、国が同種の施策を導入する方向で検討を来年から始めるこのになりそうだということです。国がやっと滋賀県に追いついてくるということになるのですが、先程の技監の挨拶にもありましたけれど、滋賀県は常にトップランナーを走り続けなければならないのです。その先をもう今から考えておかなければならないと思います。事務局の方から説明のあった、加工・外食にどう関与していくかという事と、増田委員の方からありました生物多様性・景観という問題を取り入れていく必要があるのではないか、そんなことが今提案されています。

ついでですが、私も一つ提案させて頂きたいんですけども、畜産物が対象外になっているんですね。消費者からすると、農産物があってなぜ畜産物がないのかということになるかと思うんですけども、簡単にいいますと有機畜産物の基準が日本にはまだないということです。環境にこだわった畜産とは何かと考えて、環境畜産物を対象にしていく必要があると思います。一つは糞尿の適正処理・有効利用とか、食品の安全性の問題というのが当然あるかと思いますが、その他に、ヨーロッパでは動物福祉を非常に重視しています。これに対してどう関与するのかという問題と、我が国の場合、畜産といってもほとんどが輸入飼料の加工業なんですね。こういう畜産ではたしていいのかという問題もあるかと思えます。

そんなところが事務局や私共が考えているところですが、こんな問題がある、あんな問題があるということを皆さんから出して頂きたいと思えます。ご意見をお願いします。

**委員:** 9頁の調査事業については、環境というのは全体的に評価したほうがよいと思えますので、一緒に隣接の農地も調査に入れられたらどうかと思えます。

それと、今後、環境こだわり農産物の目標はどのくらいを考えておられるのでしょうか。私は米を売りにいかせてもらっているんですけども、下流域の府県で環境こだわり米を売りに行ってもなかなか付加価値を認めてくれません。せいぜい200円、300円高が精一杯です。例えば、県下の半分以上で取り組むとしないと、下流域は評価してくれないと思えます。それに、9頁の調査事業の結果を活用して全国的にアピールして頂いて、もう少し評価が上がればと思えます。その辺があって県の方針を聞かせてもらったわけです。

それと、有機と無機の窒素、リン、カリウムの話ですけども、以前アメリカで研修させてもらった時に、ある大学の先生に有機肥料についてお聞きしたんですけども、有機肥料であれ、化学肥料であれ、植物態が吸収するのは、最終的には同じであるから議論をするのはおかしいと言われました。確かに、有機肥料の利用は、土づくりになり植物体を丈夫に育てる結果として、農薬などが少なくてすむと言われますけども、有機肥料と化学肥料はどう違うのでしょうか。総量の話をご存知でしょうか。

**事務局:** 調査事業の件は、環境こだわり農産物の取り組みとそうでない所で調査していきたいと思えます。

目標については、2010年について、水稻は少なくとも7200haまでもっていきたくて考えております。そうなりますと3万t、4万tの販売量となりますので、一定、県外からの評価が頂けるのではないかと思えます。付加価値が十分でないなど、いろいろな問題もありますが、PRや流通対策を強化してまいりたいと考えております。有機肥料と化学肥料の件につきましては、今後の課題にして頂ければと思えます。

**会長:** 売る方の立場から、滋賀県の米と言えば環境こだわり米なんだと言われるくらいまで普及させていくべきだというご意見ですね。他にご意見は、ありませんか。

**委員:** さっき農産物の利用店の話がありましたが、食育の問題は、全国的にさかんに議論されています。例えば、学校給食への利用も、食材の継続的な供給の問題があるにしても、非常によいことだと思います。また、有機畜産の問題は、環境こだわりの対象にしてよいと思えますが、国も検討されており、JAとも協議しながら進めて欲しいと思えます。

**会長:** 学校給食は前から議論には出ているんですけど、特に食材を供給するだけでなく、教育と結びつけていくと、いろいろ開けていくのではないかと思います。

**事務局:** 学校給食での利用状況について、現在、環境こだわり米を使っているのは8町ございます。例えば、竜王町では、農家が出かけて行って、作った野菜の説明をして子供達に食べてもらっているという取り組みをしています。また、現在、検討している市町村もありますので、引き続き働きかけをしてまいりたいと考えております。

**委員:** 子供の時からの農業体験や食を通じた学習など、食農教育は必要だと思います。経費面以外

にもいろいろと難しい問題はありますが、市町村全部の給食に、地元産米やさらに環境こだわり農産物を利用していただけるように、是非、進めていただきたいと思います。

**委員:** 地元産米や環境こだわり米の利用を進める時に、あわせて、より環境によい無洗米と一緒に進めて欲しい。無洗米に変えてくれている学校が半分くらいあります。

**事務局:** この10月からなのですが、フローティングスクールで利用するお米を、全部、環境こだわり米を使っていたけりようになります。そこでは、こういう米作りをしたお米ですという事を説明しながら、子供達の理解を深めていきたいと思ひます。

**委員:** 食育は大事なのですが、特に、一緒に給食を食べながら、先生が説明することが効果的ではないかと思ひます。学校の先生に、環境こだわり農業を理解していただくことが必要になってくると思ひます。

二つ目に、畜産物についても、農産物ではないですが、糞尿等の問題もありますので、環境こだわりの中に入れていくべきではないかと思ひます。特に、ほとんど輸入されている飼料を食べている現状を考えますと、環境にこだわった飼料(餌米)による畜産物という規定があってもいいのではないかと思ひます。

三つ目に、遊水池(浄水池)を下流に設ける事によって、ある程度農業排水と一緒に入ってきた泥とかもそこでキャッチ出来るのではないかと思ひます。そういうものを流域で作って処理し、流域単位での環境こだわり農産物といった捉え方があってもいいのではないかと思ひます。一人ずつの作業ではなくて、小さな流域でもいいので、全体としての取り組みを評価するような捉え方でもいいのではないかという気がいたします。

四つ目に、環境こだわり農産物の今のマークを一般に知ってもらって利用してもらおうというのが大事で、その為にはいろんな種類のものが市場に出ていくことが必要です。事務局からご提案頂いてます、環境こだわり農産物を原料とした加工品があってもいいのではないかと思ひます。ただ、その場合、原料のほとんど全部が環境こだわり農産物である必要があると思ひます。例えば、いちごジャムで、砂糖・クエン酸は別としても、苺は100%環境こだわり農産物である必要があるということです。米粉パンも、米は環境こだわり農産物であっても、グルテンが輸入物であったり、環境こだわり農産物でない小麦から取ったグルテンであったりというような事があると、それを環境こだわり農産物を使った加工品と位置づけるのはちょっと難しいと思ひます。少なくとも主原料と副原料が環境こだわり農産物であってほしいと思ひます。

それに、環境こだわり農産物を使ったレストラン表示というのもあった方がよいと思ひます。

**委員:** 流通関係者として申し上げますと、現在、環境こだわり農産物の野菜・果物の生産量のうち3分の1程度しか、市場流通していないのではないのでしょうか。「どこに環境こだわりのマークはあるんですか」という事になります。ですから、早急に面積を拡大する施策をとらないと、熱が冷めてしまうのではないかと心配します。

いろんな機会に農家の方とご一緒する機会があるんですけども、必ずしも市場に作った物を出さなきゃいけないことはなく、大いに直売に出しなさいと言っています。やっぱり多くの人々に知ってもらって、食べてもらうという事を全力を挙げて取り組む必要があります。ぼつぼつやりますでは、なかなか流れにのれないんじゃないかと思ひます。加工食品、特に地域の農村部における女性の活動、地元の物を使っておいしい物を作ろうといういろんな事をやっています。環境こだわりでも、そういう事もどんどん進めることが大切だと思ひます。私共、漬物屋さんとのつき合いもあるんですけど、付加価値の高い原料を材料にすることにも取り組んでいいという話もできています。いろいろな機会を通じて、全体を広げることが非常に大切であると思ひます。

**委員:** 昨日、平和堂に行って売り場をくるとまわってどれだけ、環境こだわり農産物が出ているかを見てみたところ、小松菜が一種出ただけです。見かけることが、本当に少ないです。去年はそれほどではなかったような気はするんですけど、ちょっと熱が冷めてきているのかと感じるような時があります。私は、食と農と環境を考える県民会議に入らせて頂いて、大中に圃場見学に行ったんですけども、熱意を持って作っていらっしゃる方が、がんばっているけれども、もうやめようかなという声が出ているという話もされたんです。とても悲しい事だなと思ひます。今年から県もせつかく直接支払制度という特典をつけたにもかかわらず、そういう声が出ているというのはどこが問題なのか、もう少し作る立場の方のお話を聞くとか、曲がっているきゅうりでも、葉っぱに少し虫がくっついていてもそれが一番いいということをもっと消費者にPRすることに力を入れて頂きたいと思うんです。買う人の働きかけがあればもっともっと盛り上がるだろうし、買ってくれる人がいるんだったら作ろうかなという意欲も出てくると思ひます。消費者に働きかける場合、女性パワーというんですか、県民会議に入りまして今度自主企画で、環境こだわり茶の産地見学会とかを企画しているんですけども、環境こだわりとか食の安全について考えている女性達はたくさんいるので、前面に立ってやって下さいと言えば頑

張る人が多いんです。そういう力を上手に借りて広める力にして頂けたらと思います。

**委員:**集落の園芸組合で環境こだわり農産物の生産に取り組んで、今年で3年目ですけれど、1年目は12人余り、昨年度は50人、ところが今年は半分近く減りました。それというのも、私共の産地では10月からみずな、ほうれん草、大根、青ネギと取り組んでいます。来年5月くらいまで、出荷量を一定、安定させなければならないため、個々の生産者へは、播くのを20日待ってくれ、1ヶ月まってくれということもあります。私ども産地では、大きいものから小さいものまで、1軒に30ほどのハウスがあります。今、言ったような事情で一月待つんだったら一作とれるから止めようということになります。また、ハウスの変更は出来るんですが、また一から土を取って、検査をして、肥料チェックしてもらわなければならない。単に変更届けを出すだけではなくて、生産者からしたら一から段取りしていかなければならないのです。また、環境こだわり農産物には、シール貼って出しますので手間もかかりコストも高くなります。一番多く作っている人には、全部、山田のブランドとして作らなければいけないと言うんです。去年から農薬の問題にしたって厳しくなったから、全部、環境こだわりにしようとやがましきいうのだけれど、こういうこともあってなかなか難しいのです。

**委員:**流通にのせようと思うと、一定の量を安定的に生産する必要があり、まとまった面積での取組が必要となります。そのための生産者の苦労というものを消費者にも知ってほしいと思います。また、みずすまし事業にかかわっていますが、次の見直しの時には、そういった関係事業との連携も十分に図って欲しいと思います。

**委員:**先程、食の安全安心ということがありましたが、消費者に安全安心だけではなく、この環境こだわり農産物がどうして意味があるのかということを伝えることが大切だと思います。滋賀県においてやっているから意味があるんであって、環境こだわり農産物を買う事によって環境や景観が守られるという事が一番大事だと思います。消費者の側が物を選ぶ時に、ただ安全・安心だけではなくて、滋賀県のも物を選ぶ事があそこに田んぼがあり続ける事に繋がるとか、琵琶湖がきれいになる事に繋がるといったことが、見えてこない環境こだわり農産物の意味がないと思います。

農業環境影響調査事業なんですけども、環境に対するマイナスをいかに減らしたかということだけではなくて、生物多様性調査というのをやって頂きたいと思います。農業の元々あるいわゆる環境に対して、プラスの効果が環境こだわり農業をやることによってどれだけ増えたか。その両方があれば、もっと説得力がでてくると思います。

**委員:**知ってもらおうということで、来月19日に大きなイベントをします。300人ほど集まって頂きますので、そこでこだわり農業の生産者の方を20人ほどお呼びし、お饅頭とかおにぎりとかお米で作ったパンだとかを来場者に試食して頂きます。パネルも出して、説明させて頂きます。そういう地道な継続した努力をさせて頂いて、これが少しでも応援になるように、そしてそれが私達の子や孫へもいい影響になるとの思いで進めているところです。露地栽培では、たくさんとれたり少なかったりしますので、グリーンサポーターと申しておりますが、多く出た時も少ない時も、ある程度支援できるような制度を作っていけばいいのではないかと思います。生産者の方が嫌にならないでやって頂けるように、消費者としても支援できるのではないかと思います。また、各地域のスーパーで少しでも地元産をおいていただけたら、消費者の方々に見て買っていただけるのではないかと思います。

**委員:**制度の将来の問題では、今年度、直接支払の予算額が1億700万ということですが、今後、2倍、3倍と生産量が増えれば、直接支払も拡大していきます。県民の理解を得るということが重要になってくると思います。また、加工品の認証を行うことには、私も賛成なんですけれど、現状では、消費者が店頭で見ないと言われていた一方で、県外では大量に見るといことがおこります。加工品も県外へ流出していかないかと心配です。環境こだわり農産物の生産量が増えても、県内にとどまるのは1割で、残りの9割は全部県外に出ていくというのが今の流通の実態だと思います。地産地消という形で県内で流通するよう対策を講じないと、なかなか県民に広く知れ渡るのには難しいのではないかと思います。特に、主力野菜が年間通して栽培、出荷されるような仕組み作りがいるかなと感じます。

**委員:**たとえば、京野菜は、かなりブランドになってきました。大阪も伝統野菜をアピールする取り組みを始めたと聞きました。滋賀県も、地域地域の特産品の振興や伝統野菜を残すことなどを、環境こだわりを通じて考えてもいいのではないかと思います。また、学校給食の関係では、栄養教諭制度が始まりました。栄養士さんとか教員の研修制度も始まっています。10年目で必ず研修を受けなければならないとか、先生も夏休みに順番に「うみのこ」に乗って、子供達と同じ体験をしたりとか、いろいろな研修の場が増えてきています。消費者の方はいつも安全・安心と強く言っていますが、それに加えて環境に配慮しようとすると、価格がどうしてもプラスになるんだという事を消費者自身がもっと学んでいかなければいけないと思います。

**委員:** 県外の方が、環境こだわり農産物が多く見られるというのは、どういうことが教えていただきませんか。

**委員:** お米の事で言いますと、もともと特別栽培米を主に京阪神へ卸していましたので、環境こだわり米に切り替わっても、引き続き、県外に卸しています。それと、今度、県内のスーパーに環境こだわり米を扱って頂くようになるんですけども、それ以前は県内の業者さんは扱いがありませんでした。私共の直営の卸では、その当時から売らせてもらってたんですけども、なかなか売れない状況です。県内で環境こだわりを十分にアピールしていかないと、滋賀県で生産して県外で売ることになってしまいます。それに、農家は、環境こだわり米を生産しても、農協との連携がうまくいかず、一般のお米としてしか売れないという状況もあります。作っただけでは売れないという事も事実流通段階では起こりますので、今後、環境こだわり農業を進める上では、生産流通消費という一連の流れの中で、仕組みづくりをすることが必要かと思えます。

**委員:** まず、この環境こだわり農業が県民にリターンされるためには、地産地消になんとか持っていくことが重要です。それともう一つ、滋賀県の環境をよくしていく為のリターンが必要だと思えます。自己評価を環境影響調査事業でされるというのは、重要な事であると思えます。琵琶湖の水質は、農業だけでなく、いろいろな要素が絡んでいますので、短いスパンでは、環境こだわり農業をしたからといって、目に見えてよくなっているという数字はでてこないと思えますので、是非、10年、20年というスパンの計画を立て、モニタリングをしていただきたいと思えます。

**会長:** どんどん意見が出かかった所で打ち切りにしなければいけないのは、残念なんですけども、今回に終わらずに何回かこういう機会を持っていきたいと思えます。今日出た議論を事務局の方に整理して頂いて、これから議論していく場合のきっかけになればいいと思えます。これで3番目の環境こだわり農業の展開方向を終わらせて頂きます。

